第93号
PIWU
２０２０年６月１日
郵政産業ユニオン
TOKYO・NEWS

● 発　　行 ●
郵政産業労働者ユニオン
東京地方本部
発行責任者　　田中　孝史
〒104－0031
中央区京橋 3-6-3
京橋通郵便局 5F

新型コロナ第２波に備えた業務を
第１波の職場の実態をみて

新型コロナで発出されていた緊急事態宣言は５月２５日、解除されました。しかし、第２波が秋から冬にくると専門家は言っており、その備えが必要です。郵政では政府のすすめた学校休業で保護者の休暇を年休扱いにしようとしました。これに郵政ユニオンの非正規組合員が立ち上がり、それがＮＨＫに報じられ、国会でも問題になりました。本部も追及した結果、特休扱いに変更させることができました。これは大きな前進です。それらを念頭に職場を振り返ってみます。

どこの職場も
濃密な労働環境

郵政の職場をみると、新型コロナに感染した社員が出たことにより、一部の局で閉鎖があったものの、都内の多くの局所は閉鎖されずに業務が行われました。

むしろ、政府の非常事態宣言が発出されてからは生活用品等入ったレターパックや入力物、ポストに入りきらない大型郵便物が激増し、労働過重になった程です。感染を防止するために定時で帰って身体を休めたくても帰れない、欠員状態で業務を行っているので具合が多少悪くても出勤せざるをえませんでした。

そして、過密を避けるよう指示がされてもミーティングや作業で過密にならざるをえないし、時間に追われるために注意しようにもできないのが大半です。ある局では配達する人の出発時間が何人も重なったためにエレベーター内は濃密そのもので隣の人の吐く息が聞こえ、「この濃密状態は避けようにに避けられない」と言っていた社員もいました。

特別休暇は
取れない所が大半

政府は４月７日に非常事態宣言を発出した時、濃密状態を避けるために働く人へは在宅勤務を積極的にすすめました。そして、出勤せざるをえない人は８割から７割にすることを企業に求めました。

これに基づいて企業はそれをとりいれた所もありましたが、郵政の指示はなかなかありませんでした。そうした指示文書が出されたのは５月１３日で、「緊急事態宣言下での要員配置の見直し方法等」、「郵便・物流業務における業務量に応じた要員配置の見直し等」です

（裏面に）

７月８日、郵政２０条裁判で最高裁でも勝利させるための要請を行います。完全に勝利し、非正規社員の差別をなくしていこう。

（２０１８年１２月１３日の高裁判決）